

令和 2 年

第 1 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

(委員会発議)

青森県おいらせ町

令和2年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	議 案	頁
発委第1号	おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについて	1
	以下余白	

発委第 1 号

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部
を改正することについて

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改
正することについて、おいらせ町会議規則第 14 条第 3 項の規定により、
別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

提出者 おいらせ議会運営委員長 松 林 義 光

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施
行に伴い、引用条項の移動による所要の改正を行うため提案するもので
ある。

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部
を改正することについて

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18
年9月11日議決）の一部を次のように改正する。

第2号中「地方自治法第243条
の2第1項」を「地方自治法第243条の2の2第1項」に改める。

附 則

この議決の効力は、令和2年4月1日から生じるものとする。

○ 発委第 1 号関係

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(2) <u>地方自治法第243条の2の2第1項</u>の規定に基づく職員の賠償責任に係る賠償額が1件20万円未満のもの当該賠償責任の全部又は一部の免除をすること。</p>	<p>(2) <u>地方自治法第243条の2第1項</u>の規定に基づく職員の賠償責任に係る賠償額が1件20万円未満のもの当該賠償責任の全部又は一部の免除をすること。</p>